

自動車リサイクル法の施行状況全般について

経済産業省と環境省は、自動車リサイクル法(平成14年7月制定)について、制定後2年半ほどの間、自動車メーカー等、関係事業者、関係自治体などとともに施行の準備を行ってきたが、同法は本年1月1日から本格的に施行。自動車リサイクル法のこれまでの施行状況全般は以下のとおり。

1. 自動車メーカー等による再資源化等の実施状況

(1) 自動車メーカー等の義務

自動車メーカー等は、シュレッダーダスト(ASR)、エアバッグ類、フロン類の引き取り義務が課せられており、引き取ったシュレッダーダスト及びエアバッグ類については、再資源化すべき量に関する基準(リサイクル率)に従って再資源化するとともに、フロン類については破壊する義務を負っている。

シュレッダーダスト及びエアバッグ類のリサイクル率及び再資源化の技術・施設の考え方については、本合同会議の下に設置された特定再資源化等物品関係検討タスクフォース/小委員会(平成14年10月22日から平成15年4月18日までの間に都合6回開催)において検討が進められ、本合同会議の第3回会合において結論を得ている。その結果に基づき、経済産業省・環境省の告示によりリサイクル率を以下のとおり設定。

シュレッダーダストのリサイクル率

2015年度以降 70%以上

2010年度以降 50%以上

2005年度以降 30%以上

エアバッグ類のリサイクル率(2004年度から適用)

85%以上

これを踏まえ自動車メーカー等は、シュレッダーダストのリサイクルについては、規模の利益によるコスト削減、破碎業者の業務円滑化を背景に、ART: Automobile shredder residue Recycling Team(1)とTHチーム(2)の2チームに分かれ競争しつつリサイクルを実施(両チームの実施状況については、別紙1参照)。

- (1) A R T : いすゞ自動車(株)、スズキ(株)、ダイムラー・クライスラー日本(株)、日産自動車(株)、日産ディーゼル工業(株)、ピー・エー・ジーインポート(株)、フォード・ジャパン・リミテッド、富士重工業(株)、マツダ(株)、三菱自動車工業(株)、三菱ふそうトラック・バス(株)、(財)自動車リサイクル促進センター再資源化支援部
- (2) T H チーム : ダイハツ工業(株)、トヨタ自動車(株)、日野自動車(株)、本田技研工業(株)、アウディジャパン(株)、ピー・エム・ダブリュー(株)、プジョー・ジャポン(株)、フォルクスワーゲングループジャパン(株)

シュレッダーダスト(A S R) に関するリサイクル性の評価は、本合同審議会での議論を経て、マテリアルリサイクルとサーマルリサイクルの双方の要素を評価する基準(= 「 A S R 投入施設活用率」) に基づき、ある施設が自動車リサイクル法上のシュレッダーダストのリサイクル率を計算するにあたって組入れ可能なものか否かを判断することとなっている。両チームではこの基準に基づき、リサイクル施設を選定し、個別施設の A S R 投入施設活用率並びにその根拠となるエネルギー回収とマテリアル回収の内訳等についても、各施設とも協力し、自主的に公表済(両チームの公表内容は別紙 2 を参照)。

また、フロン類及びエアバッグ類については、関連事業者の利便を考慮し有限責任中間法人自動車再資源化協力機構(以下「自再協」) を設立し、自再協が自動車メーカー等から委託を受け、一元的にフロン類、エアバッグ類を引き取り、リサイクル及び破壊を実施(自再協におけるフロン類、エアバッグ類の引取り、リサイクル及び破壊の体制及び実績は別紙 3、別紙 4 を参照)。

(2) 2 8 条認定及び 3 1 条認定の状況

自動車メーカー等は、シュレッダーダスト及びエアバッグ類の再資源化を自ら実施又は他者に委託する際には、法第 2 8 条に基づき主務大臣の認定を受けなければならないこととされている。

また、自動車メーカー等が解体業者や電炉・転炉等の事業者と協力をして、シュレッダーダストを生じさせずに処理を行う(精緻な解体を行った上で解体自動車全体を電炉等の原材料として利用する) 際には、法第 3 1 条に基づいた主務大臣の認定(全部再資源化の認定) を受けることができることとされている。

【 2 8 条認定及び 3 1 条認定の状況（平成 1 7 年 7 月 1 日現在）】

28条認定関係

	事業所数	事業者数
〔エアバッグ類〕		
・再資源化施設	5	3
・運搬事業者	-	15
・指定引取場所	25	7
・車上作動実施者	2112	1,996
〔シュレッダーダスト〕		
(ART)		
・再資源化施設	36	32
・うちリサイクル施設	22	22
・減量・減容固化施設	9	9
(THチーム)		
・再資源化施設	54	47
・うちリサイクル施設	27	27
・減量・減容固化施設	11	11

31条認定関係

	合計
コンソーシアム数	
(ART)	161
解体業者	128
破碎業者	85
全部利用者(電炉等)	22
その他(商社等)	25
(THチーム)	192
解体業者	143
破碎業者	117
全部利用者(電炉等)	23
その他(商社等)	16

再資源化施設・・・エアバッグ類又はシュレッダーダストの処理を行う施設のこと。
 リサイクル施設・・・埋立・焼却を除くシュレッダーダストの処理施設で、施設活用率が 0.4 以上のもの。
 31条認定については、一つの参加事業者が複数のコンソーシアムに参加することがあるため、業者数には重複業者が含まれる。

(3) 自動車メーカー等の再資源化等の状況の公表

自動車メーカー等は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、再資源化等の状況を公表することが義務づけられており、これまでに各自動車メーカー等から公表された内容を整理すると次ページのとおりとなる。

なお、平成 16 年度分は、法施行後 3 ヶ月の実績かつ、引取業者が使用済自動車を引き取ってから、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類が自動車メーカー等に引き渡されるまでに時間を要することなどから、実績としては僅かとなっていることに留意が必要。

また、シュレッダーダストについては、通年の実績が得られる平成 17 年度実績からリサイクル率の基準が適用されるものであり、リサイクル施設の選定根拠となった A S R 投入施設活用率には実績値ではなく計画値に基づき算定されたものも含まれることから、法施行直後のわずかな量の再資源化実績に基づいて算定された平成 16 年度のリサイクル率は、基準と単純に比較すべきものではない点に留意が必要。

エアバッグ類についても、取外回収されたエアバッグ類の再資源化施設への搬入実績が数個若しくはゼロ個であったため、四捨五入の結果リサイクル率が 100% となったり、リサイクル率が算出できていない自動車メーカー等があることなどに留意が必要。

【3品目の引取・再資源化状況（平成16年度実績）】

		重量(kg)	個数	台数
シュレッダーダスト(ASR)	引取ASR重量	37,116,120	-	208,062
	リサイクル施設に投入された重量	22,604,257	-	-
	リサイクル施設から排出された残渣重量	2,891,733	-	-
	再資源化重量	19,712,524	-	-
	認定全部利用投入のASR相当重量	3,288,955	-	18,590
	全部利用者から排出された残渣重量	25,636	-	-
	再資源化重量	3,263,319	-	-
エアバッグ類	取外回収個数	-	10,306	5,902
	再資源化施設引取重量	522	-	-
	再資源化重量	493	-	-
	車上作動処理個数	-	68,621	30,793
フロン類	CFC引取重量	27,991	-	83,625
	HFC引取重量	31,143	-	82,359

【各自動車メーカー等のリサイクル率及び収支の状況（平成16年度実績）】

	リサイクル率		収支の状況(百万円)		
	シュレッダーダスト	エアバッグ類	払渡しを受けた預託金	再資源化等に要した費用	収支
いすゞ自動車(株)	67.0	91.9	12	23	-12
スズキ(株)	60.5	92.6	78	88	-11
ダイハツ工業(株)	50	94	74	80	-5
トヨタ自動車(株)	51	95	598	699	-102
日産自動車(株)	65	95	394	410	-16
日産ディーゼル工業(株)	70.7	91.6	2	8	-6
日野自動車(株)	51	-	4	27	-23
富士重工業(株)	68	94	73	109	-35
本田技研工業(株)	53.2	94.5	165	169	-4
マツダ(株)	56	95	108	124	-16
三菱自動車工業(株)	59.6	94.5	150	172	-22
三菱ふそうトラック・バス(株)	61.7	-	6	17	-12
アウディジャパン(株)	54.4	100	4	5	-2
ダイムラー・クライスラー日本(株)	58	93	4	23	-19
ビー・エム・ダブリュー(株)	53	95	6	24	-18
ピー・エー・ジー・インポート(株)	63.2	94.3	4	14	-10
フォード・ジャパン・リミテッド	61.4	92.6	20	27	-6
フォルクスワーゲングループジャパン(株)	50.8	95.7	13	20	-7
プジョー・ジャポン(株)	57	-	1	9	-7

指定再資源化機関に委託して再資源化等を行う事業者を除く。また、各社公表ベースであるため、四捨五入の桁が異なる。

なお、自動車メーカー、輸入事業者は、再資源化等に直接要した費用の他、本合同会議での議論を踏まえ、資金管理や電子マニフェスト制度等に要する情報システム（自動車リサイクルシステム）のプログラム初期構築費用（約145億円）及び一定のシステムランニングコストを負担。さらに、（財）自動車リサイクル促進センターの体制整備を図るため、運営組織立ち上げへの人材派遣や人件費・物件費等についても負担するなど、新たな自動車リサイクル制度において中心的な役割を果たしてきた。

2. 関連事業者の登録・許可等の状況

(1) 関連事業者の登録・許可状況

自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車を引き取る業者は「引取業者」として、また、フロン類を回収する業者は「フロン類回収業者」として、都道府県知事・保健所設置市長の登録を受けることが必要となっている。フロン回収破壊法に基づき都道府県知事・政令指定都市長の登録を受けた「第二種特定製品引取業者」及び「第二種フロン類回収業者」は、本年1月1日に「引取業者」及び「フロン類回収業者」に自動的に移行。1月1日以降に自動車リサイクル法に基づき登録を受けた事業者を含めた本年3月末時点での登録件数は以下のとおり。

解体を行う「解体業者」、プレス、せん断、シュレッダー処理を行う「破砕業者」については、自動車リサイクル法に基づき、都道府県知事・保健所設置市長の許可を受けることが必要となっている。「解体業者」及び「破砕業者」については、廃棄物処理法の許可を取得していた者が届出により移行した場合も含め、許可件数は以下のとおり（都道府県・保健所設置市の内訳は別紙5参照）。

【関連事業者の登録・許可状況】

関連事業者	平成17年3月末
引取業者	85,144
フロン類回収業者	22,661
解体業者	5,490
破砕業者 (プレス、せん断のみ)	1,166 (1,043)
(シュレッダー)	(123)
計	114,461

使用済自動車・解体自動車が、登録・許可を受けた事業者以外に引き渡されることを防止するため、登録・許可業者の一覧を管轄自治体のホームページにて公開するよう国より要請しており、ほとんどの自治体において対応（公開済又は準備中）しているところ（都道府県・保健所設置市の内訳は別紙5参照）。

【登録・許可業者のHP公開状況】（平成17年6月末現在）

関連事業者	状況	自治体数
登録業者	公開済	68
	準備中	18
	検討中	14
	未定	4
許可業者	公開済	80
	準備中	11
	検討中	10
	未定	3

(2) 自動車リサイクルシステムへの事業者登録の状況

自動車リサイクル法における関連事業者は、電子マニフェスト制度による移動報告等を行うため、都道府県知事等への登録・許可とは別に、業種毎に「自動車リサイクルシステム」への事業者登録が必要となっている。その登録状況については以下のとおり。

【事業者登録の状況（平成17年6月末現在）】

業者種別	申込受付数	登録完了数	進捗率
整備事業者	46,912	46,908	99.9%
引取業者	42,704	42,346	99.2%
707類回収業者	23,848	23,813	99.9%
解体業者	5,698	5,688	99.8%
破砕業者	1,326	1,325	99.9%
計	120,488	120,080	99.7%

整備事業者は登録・許可業者ではないが、リサイクル料金の收受実務を行うため、事業者登録を行っている。

(3) 関連事業者に対する指導・監督について

無登録・無許可での営業については厳正に対処する必要があることから、警察庁とも連携し、都道府県・保健所設置市に対し、悪質な無許可業者については、各都道府県警の協力を得て積極的な刑事告発を行うよう要請。これまでに、本年1月に沖縄県において1事業者が自動車リサイクル法違

反（第60条：破碎業の無許可営業）で逮捕されたところ。この他にも無許可営業が疑われる事案が数例あり、自治体又は都道府県警において告発も含めた対応など、厳正な対応が検討されている。

また、関連事業者は、登録・許可の取得後も常に登録・許可基準を満たす必要があるとともに、各種行為を実施する義務が課されている。関連事業者の法令違反について厳正に対処するとともに全国で運用に差異が生じないようにとの観点から、警察庁とも連携の上、都道府県知事・保健所設置市長に対し、違法又はそのおそれのある関連事業者に対処するための「行政処分の指針」を示し、周知徹底を図っているところ。これも踏まえ、都道府県、保健所設置市においては、立入検査計画を策定し、特に許可業者に対しては年1回以上抜き打ちで立入検査を行うなど、厳正な法の執行を実施している。また、登録業者については、業者数が非常に多いことも踏まえ、定期的に立入検査を行うよう自治体に要請している（都道府県・保健所設置市の内訳は別紙6参照）。

【立入検査への対応】（平成17年6月末現在）

関連事業者	状 況	自治体数
登録業者	立入検査計画策定済	22
	計画策定中	16
	苦情があれば対応	38
	作成予定なし	22
	未回答	6
許可業者	立入検査計画策定済	67
	計画策定中	27
	苦情があれば対応	7
	作成予定なし、未回答	3

3. 移動報告の実施状況

自動車リサイクル法においては、登録・許可を得ている各関連事業者が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際、一定期間内にその旨を情報管理センターである（財）自動車リサイクル促進センターに原則パソコンにより、インターネット経由で電子情報にて報告をし、情報管理センターが、情報を一元管理する制度となっている。情報管理センターでは、これまでの審議会での議論を踏まえ、各関連事業者等が使用する共通の情報管理システムを運営している。

使用済自動車、解体自動車、特定再資源化等物品について、一定期間が経過しても関連事業者による引取り・引渡し報告を実施しない場合には、情報管理センターは、都道府県知事・保健所設置市長に対しその旨を報告することとなっている（遅延報告）。

都道府県・保健所設置市においては、遅延報告を有効に活用しつつ、事業者への指導・監督を徹底していくこととなる。現在、多くの自治体において、遅延報告を受け取った場合は速やかに事業者へ電話等で連絡し、電子 manifests 実施の適正化を図っている。このような対応を行っている自治体では、遅延報告そのものの発生率も低く抑えられている傾向にある。

また、事業者側が遅延報告に至った要因としては、失念や単純ミスなど実務への未習熟がほとんどである。しかし、正当な理由なく繰り返し遅延報告を発生させる事業者に対しては、法に基づく勧告、命令も含めた厳正な対応を行うこととしている（都道府県・保健所設置市の内訳は別紙7参照）。

【遅延報告への対応】（平成17年6月末現在）

対 応	頻 度	自治体数
電話確認	その都度確認	9
	1週間程度以内に確認	13
	1週間過ぎて確認	3
	頻度不明	3
電話確認 + 現地確認	その都度確認	28
	1週間程度以内に確認	13
	1週間過ぎて確認	10
	頻度不明	24
現地確認	長期間解消しなければ確認	1

平成 16 年度(平成 17 年 1～3 月)及び施行からこれまで(平成 17 年 1～6 月)の累計の引取・引渡報告の件数は以下のとおり(別紙 8 参照)。

【使用済自動車・解体自動車の引取・引渡の状況】

単位：件

工程種別	報告種別	平成 16 年度	1-6 月累計
引取工程	引取	471,057	1,206,242
	引渡	449,310	1,195,476
フロン類回収工程	引取	383,343	1,012,179
	引渡	360,202	997,286
解体工程	引取	425,640	1,214,217
	(うち解体業者からの引取)	14,056	42,700
	引渡	374,979	1,154,753
	(うち解体業者への引渡)	14,663	43,184
破碎工程	引取	542,725	1,756,242
	(うち破碎業者からの引取)	187,952	656,412
	引渡	454,906	1,681,689
	(うち破碎業者への引渡)	192,476	661,416

(注)フロン類が含まれていない使用済自動車については、引取工程から解体工程に直接流れるため、フロン類回収工程の移動報告件数は、解体工程の移動報告件数よりも少ない。

解体工程及び破碎工程では、解体業者から解体業者、破碎業者から破碎業者への同業者間の移動が可能となっている。

【シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の引取等の状況】

		平成 16 年度	1-6 月累計
シュレッダーダスト	自動車メーカー等の引取台数	208,112	832,153
	認定全部利用者への引渡し台数	18,856	77,067
	非認定全部利用者への引渡し台数	26,770	99,490
エアバッグ類	自動車メーカー等の引取台数	36,695	136,691
	車上作動処理台数	30,796	103,424
フロン類	自動車メーカー等の引取台数	165,984	721,706

引取業者による使用済自動車の引取報告の実施は、使用済自動車が自動車リサイクル法に基づくリサイクルシステムに乗ったことを意味するが、その件数を見ると、平成 16 年度(平成 17 年 1～3 月)には、計 471,057

件、施行後1月から6月までの累計では計1,206,242件の移動報告が実施されているところ。

これまでの本合同会議の議論の中では、年間の使用済自動車発生台数を400万台程度と想定していたところ、当初想定を下回る水準にあるが、これは、制度施行前のいわゆる「駆け込み廃車」が相当数に上ったと見込まれること、平成16年の中古車輸出台数も前年比17.5%増になるなど中古車輸出が増加傾向にあり、そもそも国内使用済自動車発生台数が400万台に達しているのか不明であること、などが要因として考えられる。

「駆け込み廃車」が一段落したと思われる4月以降は、平日一日あたり1万台程度の使用済自動車が安定的にリサイクルシステムに乗っており、上記の要因を考え合わせると、今のところ特に問題となるよう状況とは言えないが、今後の動向を注視することとしている。

なお、本年1月から自動車リサイクル法の施行に合わせて施行された改正道路運送車両法により、自動車所有者は、使用済自動車が適正に解体された後に、永久抹消登録又は解体届出を運輸支局等に対し行うことが義務づけられており、本制度により国内使用済自動車の発生台数の把握が進むことが期待されている。

4. リサイクル料金の預託、払渡し及び運用状況

(1) リサイクル料金の預託及び払渡し状況

リサイクル料金の預託の時点は、自動車不法投棄等された場合の環境負荷の大きさや、收受コスト、負担感等を勘案して次のとおりとされている。

自動車リサイクル法施行後販売される自動車については、新車登録・検査時まで

新車ディーラーを通じて預託を実施

既販車のうち継続検査等を受けるものについては、自動車リサイクル法施行後最初の車検等の時まで

車検場近傍に設置する端末又は整備事業者を通じて預託を実施

既販車のうち車検等を受けずに使用済となるものや構内車等については、使用済となって引取業者に引渡す時まで

引取業者を通じて預託を実施

資金管理法人である(財)自動車リサイクル促進センターにおいては、これまでの本合同会議での議論を踏まえ、リサイクル料金の收受、管理、支払に関する資金管理システム及び実務を運営している。

平成16年度(平成17年1~3月)には、資金管理システム等を通じて、合計で1,006万台、960億円のリサイクル料金の預託が実施された。また、施行後1月から6月までの累計で見ると、1,987万台、1,870億円のリサイクル料金の預託が実施されている(別紙9参照)。

預託時別	預託台数(台)		預託金額(千円)	
	平成16年度	1-6月累計	平成16年度	1-6月累計
新車新規登録時	1,740,638	3,010,234	18,901,659	32,714,642
車検時	7,858,350	15,750,556	73,450,736	145,439,045
引取時	458,056	1,105,753	3,696,531	8,835,911
合計	10,057,044	19,866,543	96,048,927	186,989,598

本年3月下旬には、車検場端末システムに全国的な障害が発生したものの関係団体等の協力により対応を図った。それ以外は、資金管理システムに大きな障害はなく順調に稼働中。

リサイクル料金は、自動車メーカー等がシュレッダーダスト等を引き取った場合に、自動車メーカー等の請求に基づき払い渡されることとなっており、その実績は以下のとおり。

品目等	件数		払渡金額(千円)	
	平成 16 年度	1-6 月累計	平成 16 年度	1-6 月累計
シュレッダーダスト	66,532	663,209	391,300	3,866,182
エアバッグ類	13,263	100,719	24,780	185,938
フロン類	40,505	532,662	84,627	1,113,278
情報管理料金	131,244	855,579	17,062	111,225
合計	251,544	2,152,169	517,769	5,276,622

(2) リサイクル料金の管理業務

預託されたリサイクル料金は、当該車両が使用済自動車となり、リサイクル費用に充当される時まで、資金管理法において管理することとなっており、その資金管理業務の透明性・公平性を確保する観点から、資金管理の方針は、有識者・消費者代表から構成される、資金管理法に設置された資金管理業務諮問委員会（委員長：永田勝也早稲田大学教授）の審議を経た上で決定することとなっている。

資金管理業務諮問委員会は、これまで計9回開催され、資金管理法の予算・決算や資金運用の基本方針を含めた資金管理業務規程の整備等について審議を行ってきたところ。また、資金管理業務諮問委員会での審議を踏まえ、資金管理法では、内部・外部の監査を受けると共に、四半期毎に運用の状況を積極的に公開することとしている。

【運用の基本方針の概要】

- ・運用収益の獲得に際しては、元本確保を前提とし、その上で一定程度市場の金利動向を踏まえたものとする。
- ・運用対象資産は、国債、地方債、政府保証債、財投機関債、社債、金融債（国債、政府保証債以外については、A Aランク以上の格付けの債券のみ）。
- ・リスク管理に重点を置く観点から、ラダー型運用（短期から長期までの債券を均等に保有する方法）とし、各債券の構成比についても、市場における各債券種別の構成比率に準じたものとする。

- ・ 四半期に1回、資産運用の状況・成果を評価し、その結果を公表する。
- ・ リスク管理のためにリスク管理責任者の設置等の内部体制を整備。

【リサイクル料金の運用状況】

	平成 16 年度 (千円)	1~6 月累計 (千円)
国債	22,289,186	101,489,163
政府保証債	2,084,885	10,082,346
地方債	1,395,838	7,068,482
社債	200,000	7,503,944
財投機関債	399,800	1,802,270
金融債	300,000	701,549
計	26,669,709	128,647,754

5. 離島対策・不法投棄対策

自動車リサイクル法では、解体自動車が全部利用された場合等にリサイクルが不要となり使用されない再資源化預託金等（特定再資源化預託金等）については、自動車リサイクル全体を円滑化する観点から、離島からの使用済自動車の運搬等を支援する離島対策支援事業や、不法投棄された自動車の処理等を支援する不法投棄等対策支援事業に対し、主務大臣の承認を得て出えんできるとなっている。

この離島対策支援事業及び不法投棄等対策支援事業については、指定再資源化機関たる（財）自動車リサイクル促進センターにおいて、関係自治体とも緊密な相談を行いつつ、実務的な内容を準備してきた。

離島対策支援事業については、特定再資源化預託金等の発生状況及び離島地域からのニーズを踏まえ、本年10月から開始する予定（資料8参照）。

不法投棄等対策支援事業については、現時点では、自治体から具体的な事案は上がってきていないが、事案が上がってきた場合には迅速に対応できるよう、引き続き準備を進めている（使用済自動車の不法投棄・不適正保管等に関する調査の結果については、資料7参照）。

また、路上放棄車両を市町村が処理するに際しては、これまでも、路上放棄車処理協力会から市町村に対して当該路上放棄車の処理に要する費用に見合う金額の寄附を行ってきたところ。自動車リサイクル法施行後は、路上放棄車両は大幅に減少すると見込まれるが、このスキームは引き続き存続。

6. 制度の普及・広報

(1) 関係事業者向け

施行前、これまで計3回にわたり、それぞれ全都道府県（約50カ所）において、全業種の関係事業者向け全国説明会を実施し、また、きめ細かな説明を行うため各業種別の説明会も適宜開催。これらを合わせて、昨年1年間で延べ9万3千人の参加を得た。更に、各事業者団体内部でも、会員向けの説明会を精力的に開催して頂いた。

説明会	時期	開催場所数	対象事業者数 / 参加者数
シュレッダー事業者及びプレス・せん断処理業者向け	昨年2～3月	全国8カ所	約1,400社 / 約1,900名
リサイクル料金徴収事業者（整備事業者）向け	昨年2～3月	全国54カ所	約17,000社 / 約20,000名
第3回自動車リサイクル法全国説明会	昨年4～6月	全国56カ所	約94,000社 / 約41,000名
並行輸入業者向け	昨年9月	全国3カ所	約250社 / 約300名
整備関係指導員向け	昨年9～11月	全国17カ所	整備振興会・自販連事務局 / 約1,000名
車検場団体向け	昨年10月	全国10カ所	約450団体 / 約500名
中古車ディーラー等向け（第一回）	昨年10～11月	全国50カ所	案内送付先約60,000社 / 約11,000名
解体業者向け	昨年11～12月	全国14カ所	約5000社 / 約7,500名
中古車輸出業者向け	昨年11～12月	全国5カ所	約800社 / 約1,400名
中古車ディーラー等向け（第二回）	本年1～2月	全国50カ所	案内送付先約60,000社 / 約8,000名

今後も、各事業者が制度・実務を十分理解した上で、法律遵守に取り組んで頂けるよう、引き続き、必要に応じて各種説明会を開催していく。

また、コールセンターを設置し、関係事業者からの質問等に電話対応できるよう措置（一般ユーザーからの問い合わせにも対応）。

(2) 一般ユーザー向け

自動車リサイクル法の円滑な立ち上げのためには、一般ユーザーの理解度の向上が極めて重要との認識に基づき、昨年は、以下のとおり実施。

媒体	内容
テレビCM	・昨年11月10日から放映 ・概ね5～10本/1日程度放映
ラジオCM	・昨年11月1日から放送 ・朝・夕の車利用者が多い時間帯を中心に放送
新聞広告	・昨年7月に7段広告を掲載 ・昨年12月20日に15段(全面)広告を掲載
雑誌広告	・幅広いジャンルの雑誌への広告掲載を実施
ビラ	・一昨年2月より1,400万枚配布 ・昨年7月より800万枚配布
リーフレット	・昨年10月より1,000万部配布
ポスター	・昨年10月より15万部配布
その他	・東京モーターショー、各自治体による環境イベント等に出展

今年度も引き続き、一般ユーザーの理解促進を図るため、7月から開始したラジオ放送を始めとして、テレビ・雑誌等の各種媒体を効果的に活用し、理解普及活動を行っていく予定(資料6参照)。

7. 今後の課題

上述のとおり、自動車メーカー及び輸入事業者、10万を超える関係事業者などが参加し、7千数百万台にもものぼる自動車の所有者との関わりを持つ自動車リサイクル法は、制度としては立ち上がりつつあるものと認識。

しかしながら、使用済自動車の引取台数や流通実態等については引き続き注視し、実態把握に努めていく必要がある。また、電子マニフェストなどの実務取り回しの面でも、関連事業者からの要望等を踏まえつつ、引き続き改善に努めていく必要がある。

以上

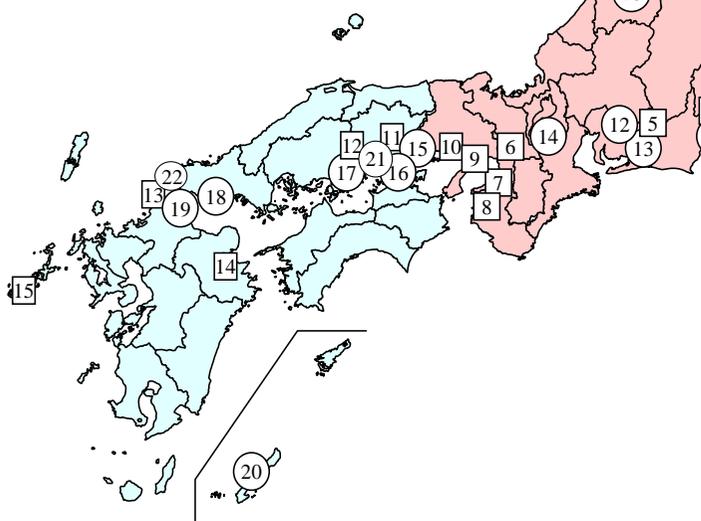
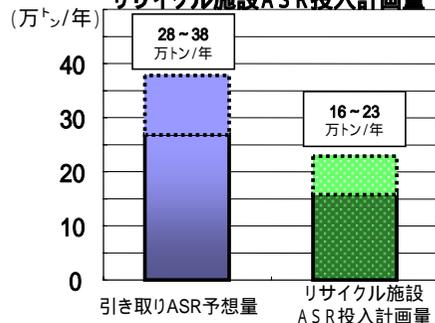
ART シュレッダーダストの引き取り・再資源化の体制及び実績

ART(Automobile shredder residue Recycling promotion Team)

- いすゞ自動車株式会社
- スズキ株式会社
- ダイムラー・クライスラー日本株式会社
- 日産自動車株式会社
- 日産ディーゼル工業株式会社
- ピー・イー・ジー・インポート株式会社
- フォード・ジャパン・リミテッド
- 富士重工業株式会社
- マツダ株式会社
- 三菱自動車工業株式会社
- 三菱ふそうトラック・バス株式会社
- 財団法人自動車リサイクル促進センター再資源化支援部

(○:リサイクル施設、□:その他施設)

ART 05年引き取りASR予想量と
リサイクル施設ASR投入計画量



ART 05年1月～3月ASR再資源化実績(t)

指定引き取り場所におけるASR引取量	18,307
リサイクル施設投入ASR量	12,247
リサイクル施設排出残渣量	1,443

リサイクル技術分類凡例:

技術分類番号	リサイクル施設の種類
1	燃料代替 + 原料化
2	焼却処理 + 熱回収 + 原料化
3	乾留ガス化 + ガス利用 + 原料化
4	乾留ガス化 + 熱回収 + 原料化
5	素材選別 + 燃料代替

指定引取場所となる再資源化施設(リサイクル)

地図上の番号	施設名	リサイクル技術分類
	株式会社エコパレー 歌志内	4
	株式会社マテック ASR資源化工場	5
	青森リニューアブル・エナジー・リサイクリング株式会社	4
	東北東京鐵鋼株式会社	5
	小坂製錬株式会社	1
	小名浜製錬株式会社 小名浜製錬所	1
	株式会社ヤマナカ	3
	株式会社日産クリエイティブサービス	2
	シモダ産業株式会社	4
	日鉦三田市リサイクル株式会社	1
	株式会社佐野マルカ	5
	豊田メタル株式会社	5
	明海リサイクルセンター株式会社	5
	株式会社関電L&A	3
	同和鋳業株式会社 岡山工場	1
	三菱マテリアル株式会社 直島製錬所	1
	株式会社カムテックス	2
	共英リサイクル株式会社	3
	光和精鋳株式会社	2
	拓南商事株式会社	5
(21)	水島エコワークス株式会社	3
(22)	北九州エコエナジー株式会社	4

指定引取場所となる再資源化施設(その他)

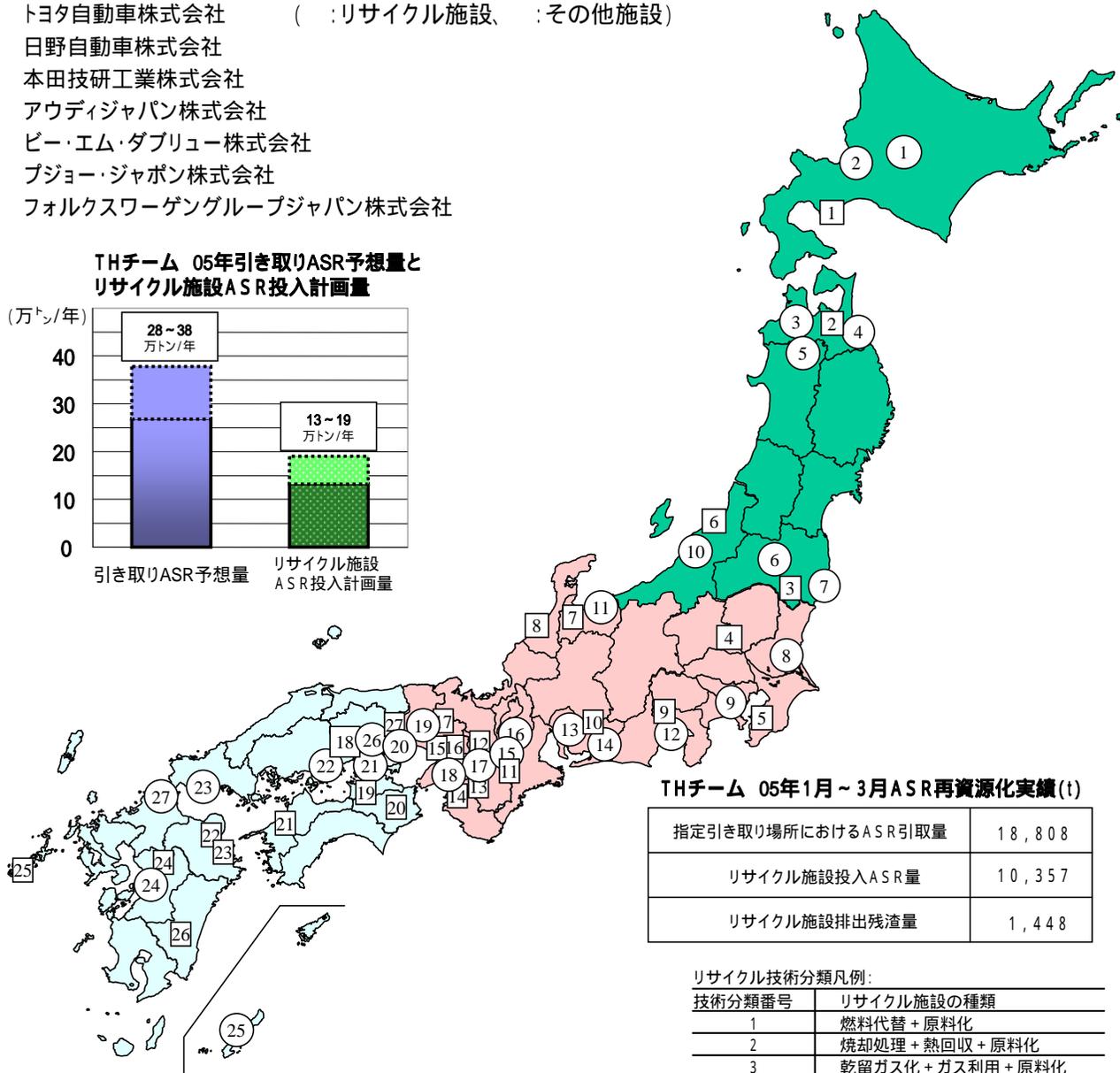
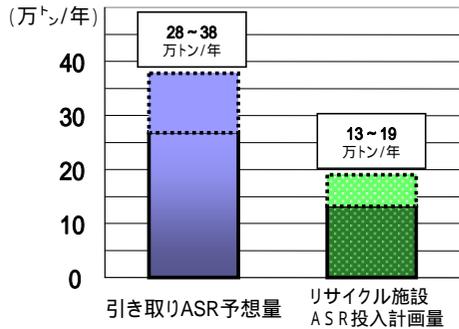
地図上の番号	施設名	再資源化の方法	
1	株式会社旭川振興公社 旭川廃棄物処理センター	埋立	
2	欠番		
3	東金属株式会社 群馬工場	焼却	
4	株式会社富士環境保全公社	埋立	
5	財団法人豊田加茂環境整備公社 御船廃棄物処分場	埋立	
6	大阪湾広域臨海環境整備センター	大阪事業所	埋立
7		堺事業所	埋立
8		和歌山事業所	埋立
9		姫路事業所	埋立
10		尼崎事業所	埋立
11	財団法人岡山環境保全事業団 水島処分場	埋立	
12	株式会社カンガイ 新湊工場	焼却	
13	ひびき灘開発株式会社 響灘西部廃棄物処分場	埋立	
14	大山商事株式会社 大分工場	焼却	
15	有限会社 元村金属産業	焼却	

THチーム シュレッダーダストの引き取り・再資源化の体制及び実績

THチーム

- ダイハツ工業株式会社
 トヨタ自動車株式会社 (:リサイクル施設、 :その他施設)
 日野自動車株式会社
 本田技研工業株式会社
 アウディジャパン株式会社
 ビー・エム・ダブリュー株式会社
 プジョー・ジャポン株式会社
 フォルクスワーゲングループジャパン株式会社

THチーム 05年引き取りASR予想量とリサイクル施設ASR投入計画量



THチーム 05年1月~3月ASR再資源化実績(t)

指定引き取り場所におけるASR引取量	18,808
リサイクル施設投入ASR量	10,357
リサイクル施設排出残渣量	1,448

リサイクル技術分類凡例:

技術分類番号	リサイクル施設の種類
1	燃料代替+原料化
2	焼却処理+熱回収+原料化
3	乾留ガス化+ガス利用+原料化
4	乾留ガス化+熱回収+原料化
5	素材選別+燃料代替

指定引取場所となる再資源化施設(リサイクル)

地図上の番号	施設名	リサイクル技術分類
①	株式会社エコパレー歌志内	4
②	株式会社マテック	5
③	青森リニューアブル・エナジー・リサイクリング株式会社	4
④	東北東京鐵鋼株式会社	5
⑤	小坂製錬株式会社	1
⑥	株式会社青南商事 郡山支店	4
⑦	小名浜製錬株式会社	1
⑧	株式会社住金リサイクル	3
⑨	株式会社ヤマナカ	3
⑩	シモダ産業株式会社	4
⑪	日鉱三日市リサイクル株式会社	1
⑫	株式会社佐野マルカ	5
⑬	豊田メタル株式会社	5
⑭	明海リサイクルセンター株式会社	5
⑮	三重中央開発株式会社	2
⑯	株式会社関電L&A	3
⑰	株式会社クリーンステージ	4
⑱	株式会社GE	2
⑲	大栄環境株式会社 三木事業所	2
⑳	同和鋳業株式会社 岡山工場	1
㉑	三菱マテリアル株式会社 直島製錬所	1
㉒	株式会社カムテックス	2
㉓	共英リサイクル株式会社	3
㉔	株式会社カネムラエコワークス	4
㉕	拓南商事株式会社	5
㉖	水島エコワークス株式会社	3
㉗	北九州エコエナジー株式会社	4

指定引取場所となる再資源化施設(その他)

地図上の番号	施設名	再資源化の方法
1	株式会社アールアンドイー	埋立
2	株式会社青南商事 産業技術センター	埋立
3	呉羽環境株式会社	焼却
4	東金属株式会社 群馬工場	焼却
5	太平興産株式会社	埋立
6	財団法人新潟県環境保全事業団 エコパークいずもざき	埋立
7	アイエス総合開発株式会社	埋立
8	株式会社北陸環境サービス	埋立
9	株式会社富士環境保全公社	埋立
10	財団法人豊田加茂環境整備公社 御船処分場	埋立
11	三重中央開発株式会社	埋立
12	大阪湾広域臨海環境整備センター	埋立
13		大阪事業所
14		堺事業所
15		和歌山事業所
16		姫路事業所
17		埋立
18	大栄環境株式会社	埋立
19	財団法人岡山県環境保全事業団 水島処分場	埋立
20	株式会社富士クリーン	埋立
21	株式会社明和クリーン	埋立
22	株式会社松山パーク	焼却
23	大山商事株式会社	焼却
24	株式会社大分エメラルド	埋立
25	九州産廃株式会社	焼却
26	有限会社元村金属産業	焼却
27	ニシモロ開発株式会社	埋立
27	株式会社カンガイ 新湊工場	焼却

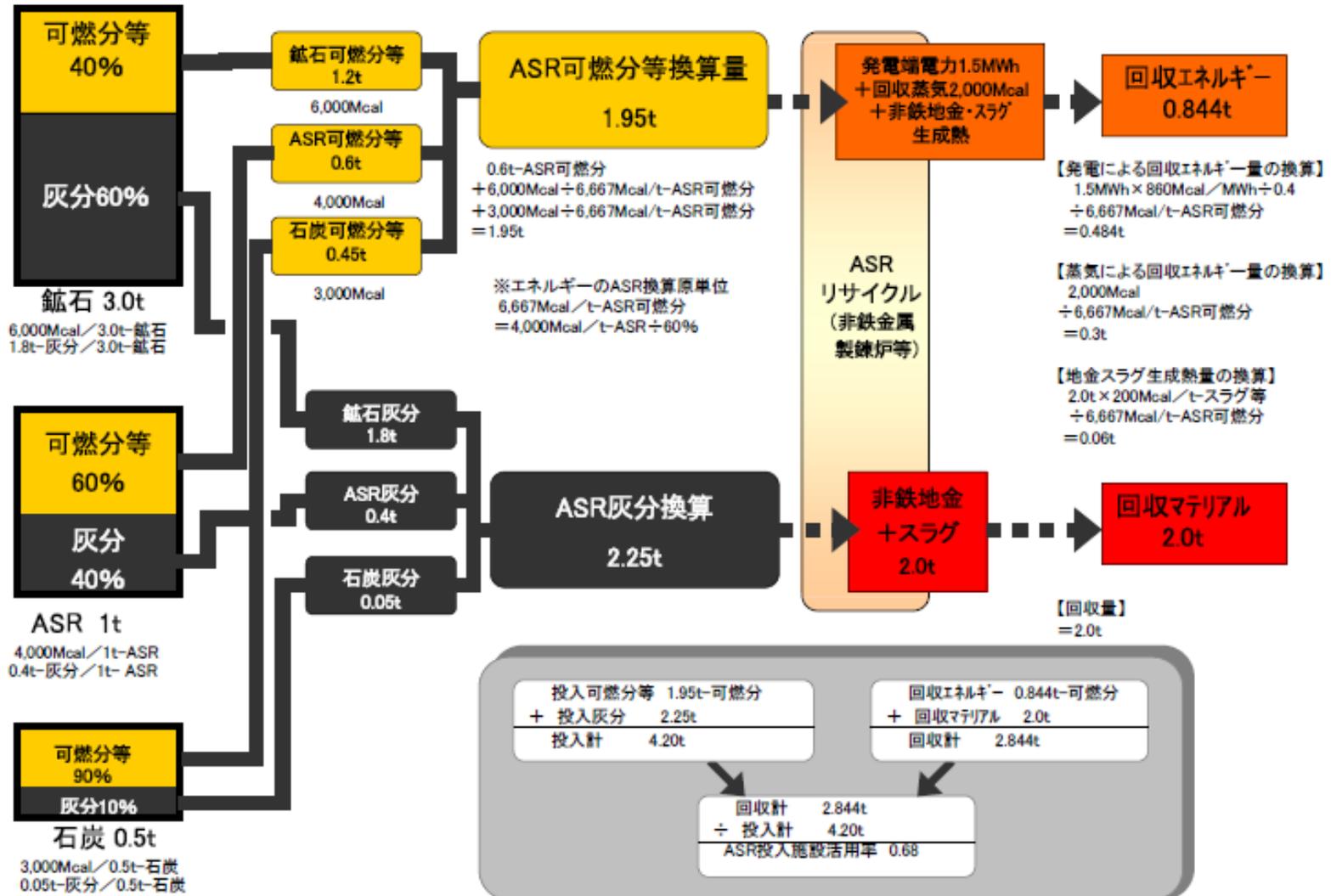
リサイクル施設のASR投入施設活用率一覧表

別紙2

	指定引取場所 [会社名]	[事業所名]	活用率	URL
北海道	株式会社エコバレー歌志内		0.59	http://www.toyotsurecycle.co.jp/ASR/katsuyou/ecovalley.jpg http://www.asrrt.jp/2_utashinai.pdf
	株式会社マテック	ASR資源化工場	0.44	http://www.matec-inc.co.jp/asr-recycle/default.htm
東北	青森リニューアブル・エナジー・リサイクリング株式会社		0.55	http://www.seinan-group.co.jp/asr/rer.html
	東北東京鉄鋼株式会社		0.73	http://www.tokyotekko.co.jp/connection/ASR.pdf
	小坂製錬株式会社	小坂製錬所	0.74	http://www.dowa.co.jp/dowa-env/recycle/04.htm
	株式会社青南商事	郡山支店	0.55	http://www.seinan-group.co.jp/asr/rer.html
	小名浜製錬株式会社	小名浜製錬所	0.82	http://group.mmc.co.jp/osr/risaikuru8.html
関東	株式会社住金リサイクル		0.86	http://www.sumitomometals.co.jp/sumikin-recycle/ars.html
	株式会社ヤマナカ	千鳥町工場	0.50	http://www.clean-yamanaka.com/data/yamanaka.xls
	シモダ産業株式会社	荒浜工場	0.45	http://www.shimoda-sangyou.co.jp/business/asr/userate.html
	株式会社日産クリエイティブサービス		0.51	http://www.nissan-nics.co.jp/kankyou/pdf/pdf_asr.pdf
北陸・東海	日鉱三日市リサイクル株式会社		0.43	http://www.nikko-kankyo.co.jp/06_network/images/02/asr.gif
	株式会社佐野マルカ		0.95	http://www.sanomaruka.co.jp/jap/kaisya/d1_4.html
	豊田メタル株式会社		0.46	http://www.toyotametal.com/ASR/katsuyouritsu.jpg
	明海リサイクルセンター株式会社		0.61	http://www.toyotsurecycle.co.jp/ASR/katsuyou/ake.jpg http://www.asrrt.jp/16_akemi.pdf
	三重中央開発株式会社	三重事業所	0.45	http://www.dinsgr.co.jp/news/ASR%20Flow.pdf
	株式会社関電L & A	滋賀工場	0.41	http://www.kla.co.jp/shigarecycle.pdf
近畿	株式会社GE		0.42	http://www.dinsgr.co.jp/news/ASR%20Flow.pdf
	株式会社クリーンステージ		0.56	http://www.dinsgr.co.jp/news/ASR%20Flow.pdf
	大栄環境株式会社	三木事業所	0.42	http://www.dinsgr.co.jp/news/ASR%20Flow.pdf
中・四国	同和鋳業株式会社	岡山工場	0.48	http://www.dowa.co.jp/dowa-env/recycle/03.htm
	水島エコワークス株式会社		0.79	http://www.eco-works.co.jp/MEWkatsuyou.htm
	株式会社カムテックス	福山工場	0.45	http://www.kamtecs.co.jp/jigyuu/images/hasai_z01.gif
	共英リサイクル株式会社		0.77	http://www.toyotsurecycle.co.jp/ASR/katsuyou/kyou.jpg http://www.asrrt.jp/29_kyoei.pdf
	三菱マテリアル株式会社	直島製錬所	0.60	http://www.mmc.co.jp/naoshima/eco/eco3-2.html
九州	光和精鋳株式会社		0.75	http://www.kowa-seiko.co.jp/business/main/recycling.html
	北九州エコエナジー株式会社		0.67	http://www.kitaa-ecoengy.co.jp/katuyouritu.html
	株式会社カネムラエコワークス		0.42	http://www.kk-kanemura.co.jp/photo/ASRsisetu%20katuyoritu.gif
	拓南商事株式会社		0.74	http://www.takunan.co.jp/takunanshoji/recycle/asr.html

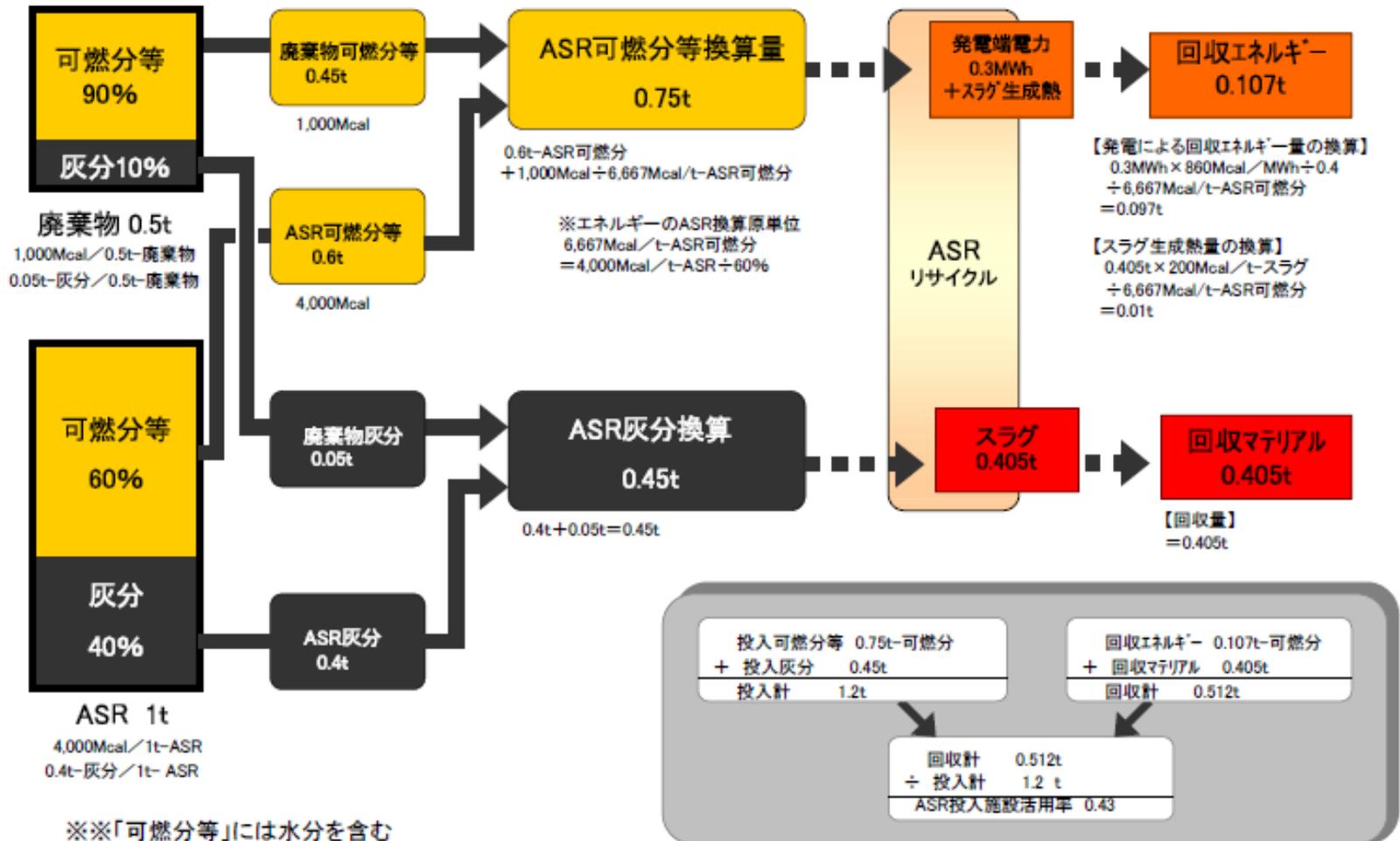
計算事例 タイプ1

- ・非鉄金属精錬プロセスにASRを投入し、そのうちの可燃分等を燃料代替として発電・蒸気回収及び灰分の融解に、また灰分を非鉄金属・スラグ原料として活用することを想定しています。
- ・ASR以外の投入物として、鉱石及び石炭を想定しています。
- ・想定条件: 発電端効率約10%、灰分の加熱 + 融解熱: 200Mcal/t、灰分からのスラグ等の回収率約90%



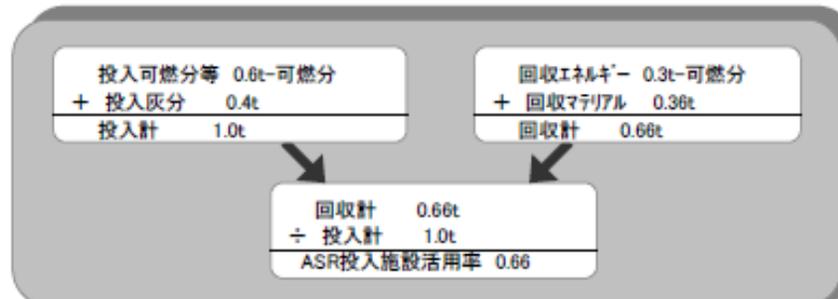
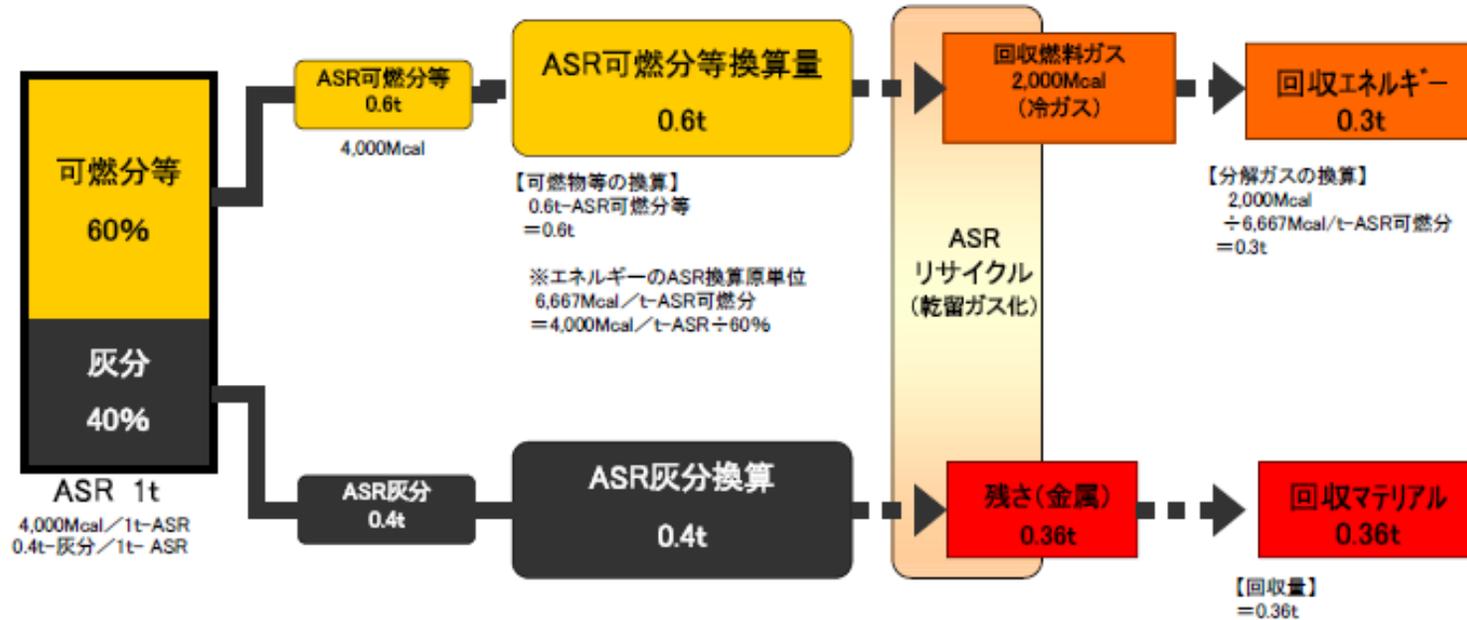
計算事例 タイプ2

- ・廃棄物焼却炉にASRを投入し、可燃分等のエネルギーを電力及び灰分の融解に、また灰分をスラグ原料として活用することを想定しています。
- ・ASR以外の投入物として、その他の廃棄物を想定しています。
- ・想定条件：発電端効率約10%、灰分の加熱+融解熱：200Mcal/t、灰分からのスラグ等の回収率約90%



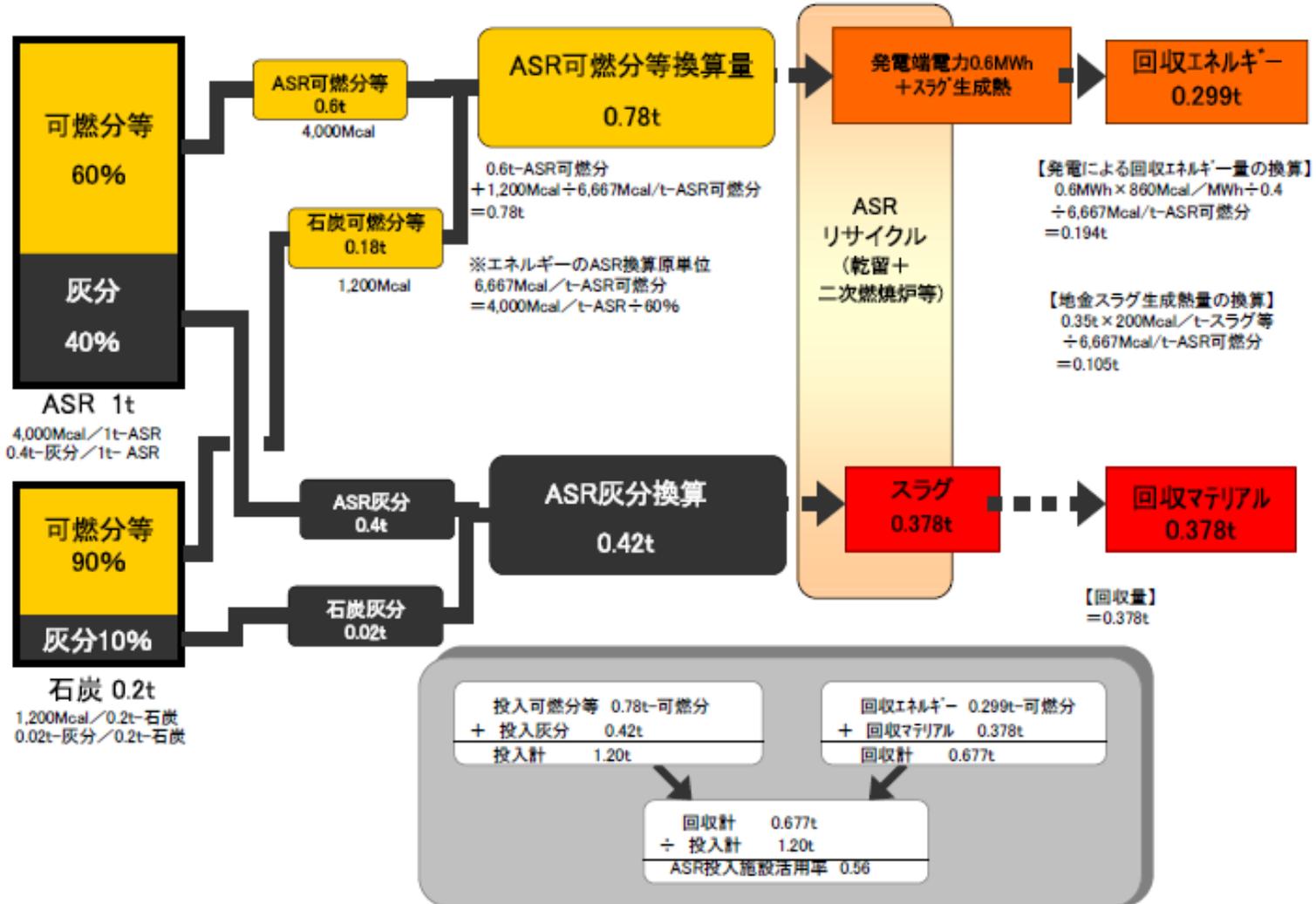
計算事例 タイプ3

- ・ガス化炉にASRを投入し、可燃分等のエネルギーを燃料ガスとして、また灰分を金属原料として活用することを想定しています。
- ・投入物はASRのみを想定しています。
- ・想定条件:冷ガス効率約50%、灰分からのマテリアル等の回収率約90%



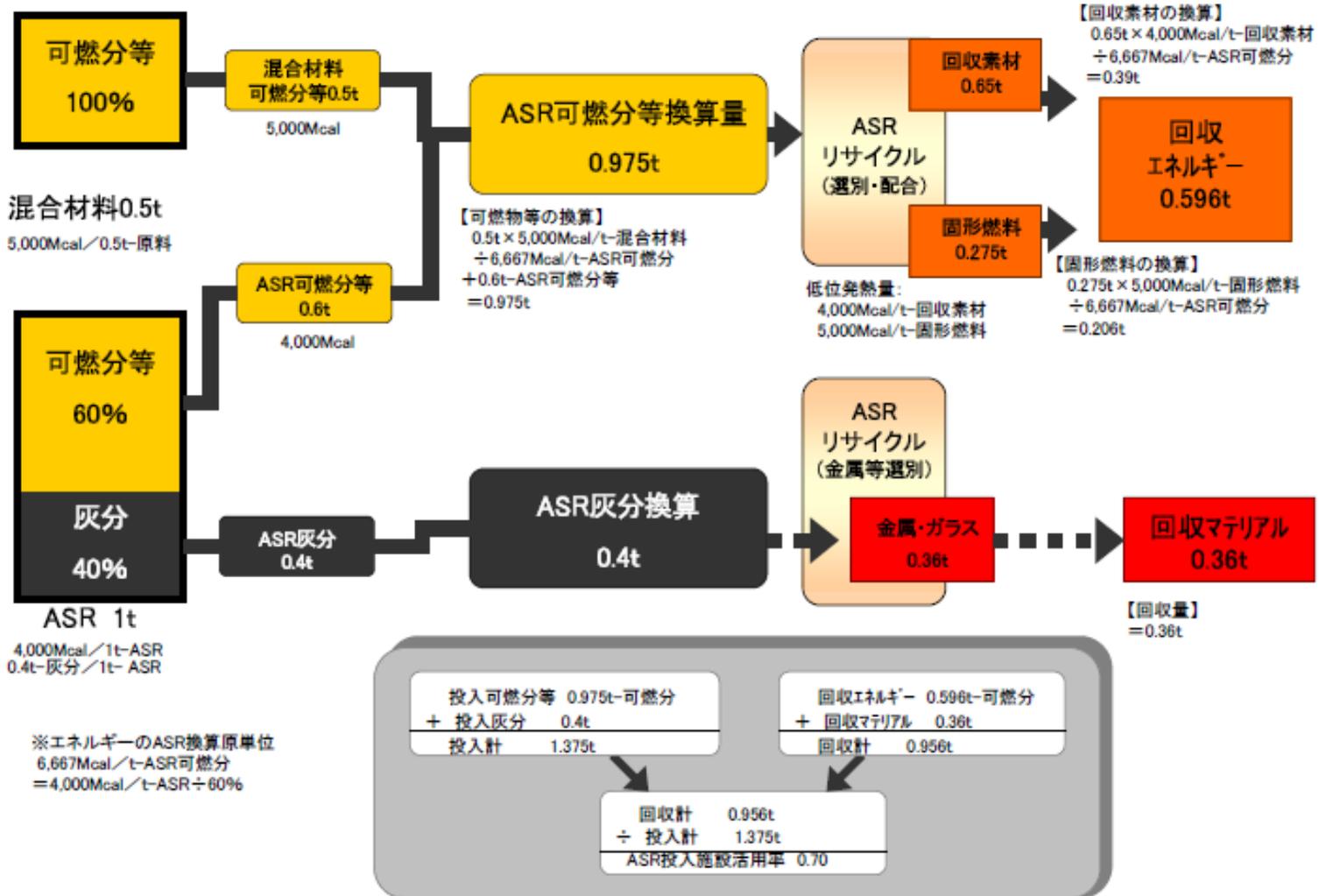
計算事例 タイプ4

- ・ガス化炉にASRを投入し、可燃分等はガス化燃焼により発電及び灰分の融解、また灰分をスラグ原料として活用することを想定しています。
- ・ASR以外の投入物として、石炭を想定しています
- ・想定条件：発電端効率約10%、灰分の加熱+融解熱：200Mcal/t、灰分からのスラグ等の回収率約90%



計算事例 タイプ5

- ・ASRを投入し、可燃分等はマテリアルリサイクル向けの回収素材及び固形燃料、また灰分を非鉄金属・ガラス原料として活用することを想定しています。
- ・ASR以外の投入物として、混合材料を想定しています
- ・想定条件:可燃分からの素材回収は重量比で50%、可燃分からの固形燃料回収は重量比で25%、灰分からの金属等の回収率約90%



1. エアバッグ類の処理方法の概要

自動車リサイクル法において、自動車メーカー等にはエアバッグ類の引取り・再資源化の義務が課せられており、以下の2つの処理方法が存在する。

- 「取外回収」: 解体業者が取外回収したエアバッグ類のインフレーター(ガス発生器)を引取って、再資源化施設においてリサイクルする方法
- 「車上作動処理」: 使用済自動車に装備されたままの状態エアバッグ類を作動させる作業を解体業者に委託することでリサイクルする方法

2. 取外回収

(1) 指定引取場所

指定引取場所については、引渡す側の解体業者の利便性と社会的経済効率の向上、及び既存施設を活用することによる効率性を踏まえて、自動車メーカー等が共同で全国25箇所に設置した。……………(右記配置図参照)

(2) エアバッグ類の運搬

エアバッグ類は産業廃棄物に位置付けられており、解体業者が第三者に運搬を委託する場合は廃棄物処理法の収集運搬許可業者に委託することが必要。

解体業者には指定引取場所までの運搬義務が課せられているが、運搬に関する負担を軽減すべく、解体業者から引取依頼に応じてエアバッグ類を効率的に回収する仕組みとして運搬料金の着払いを採用した「エアバッグ類運搬ネットワーク」を全国規模で整備した。

(3) 再資源化施設

エアバッグ類の再資源化は、作動時のインフレータの飛散や作動により炉内温度が不均等となること等のため、ロータリーキルンや溶融炉などでの処理が困難であり、ガス発生器の処理実績のあるエアバッグ処理専用施設で行っている。……………(右記配置図参照)

業者名	再資源化方法	最大処理能力(個/年)
ダイセル化学工業(株)(兵庫県)	間接加熱処理方式	250万
(株)啓愛社(神奈川県他)	電気作動処理方式	10万/基
豊田メタル(株)(愛知県)	直接加熱処理方式	30万

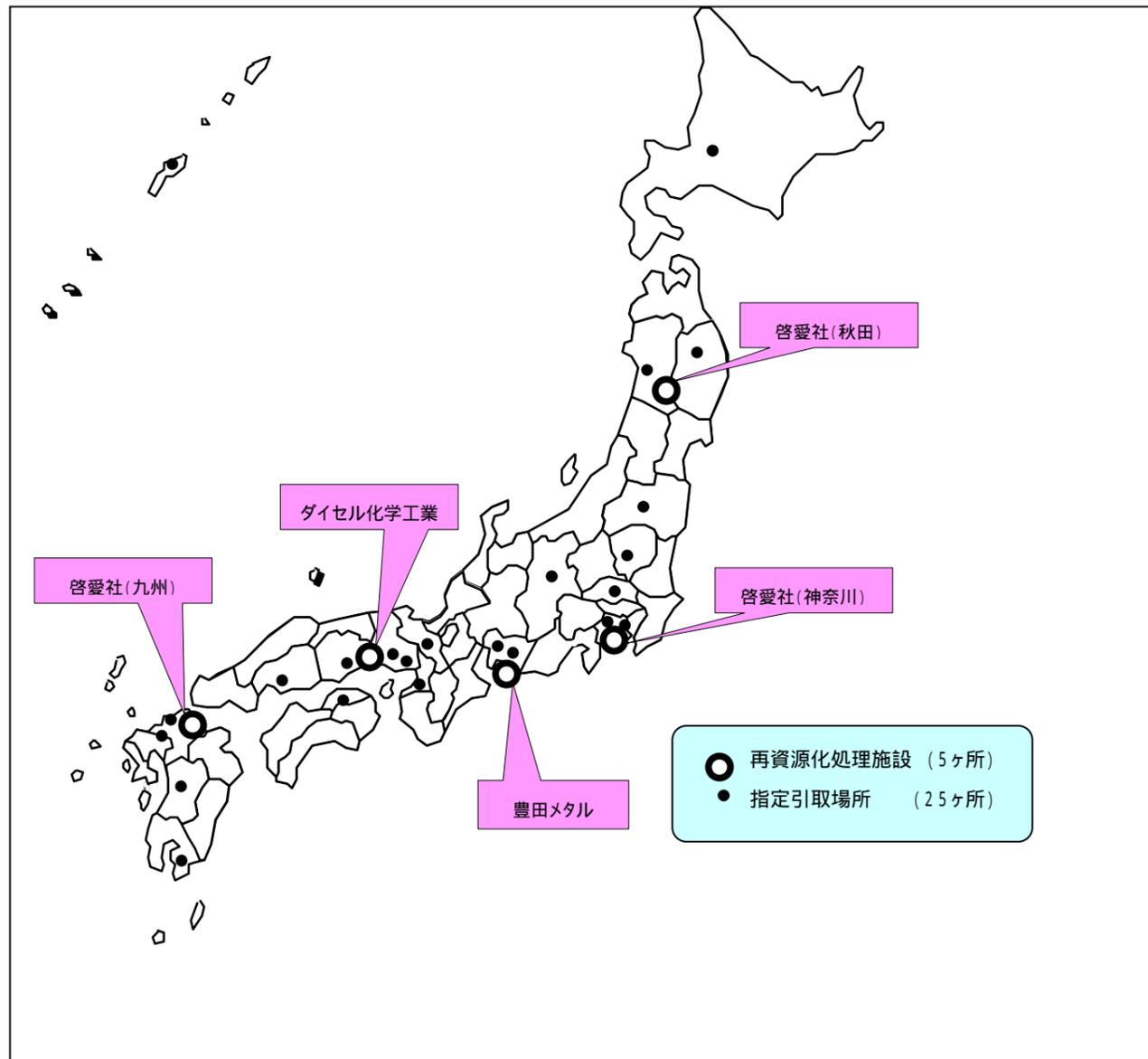
3. 車上作動処理

車上作動処理は、自動車メーカー等が解体業者に業務委託して再資源化を実施する行為であるため、車上作動処理を行う解体業者は自動車メーカー等との業務委託契約を締結することが必要。

自動車メーカー等は、車上作動処理可能な環境にある解体業者であることを前提として、当該解体業者と委託契約を締結する。契約の実務は、「自動車再資源化協力機構」が契約の窓口となって効率的な実務運営を行っている。

自動車メーカー等との委託契約上、委託を受けた解体業者には適正な車上作動処理の実施とその実施状況の台帳等での記録・保管が義務付けられ、自動車メーカー等が台帳等の監査を行うことなどによって、確実な車上作動処理の実施が確保されることとなる。

(指定引取場所及び再資源化施設の配置図)



3. エアバッグ類引取・再資源化 実績

		引取台数	再資源化台数 (再資源化率)
引取・再資源化実績 (05年1月～6月)総計		136,691台	
車上作動処理実績		103,407台	
引取台数(指定引取場所)		33,284台	
(再資源化施設別 再資源化実績)	ダイセル化学工業(株)		938台(92.7%)
	(株)啓愛社		2,635台(94.5%)
	豊田メタル(株)		3,693台(91.2%)

再資源化台数(再資源化率)は、各再資源化施設で処理実行された実績を示す。
指定引取場所で引取されたエアバッグ類は、輸送コストミニマムの観点から効率的なロット輸送が行われているため、再資源化処理までに期間を要している。

1. 指定引取場所及び破壊施設

指定引取場所及び破壊施設は、地域性・物流効率化・経済性等を考慮のうえ、以下の分類により設置した。
……………(右記配置図参照)

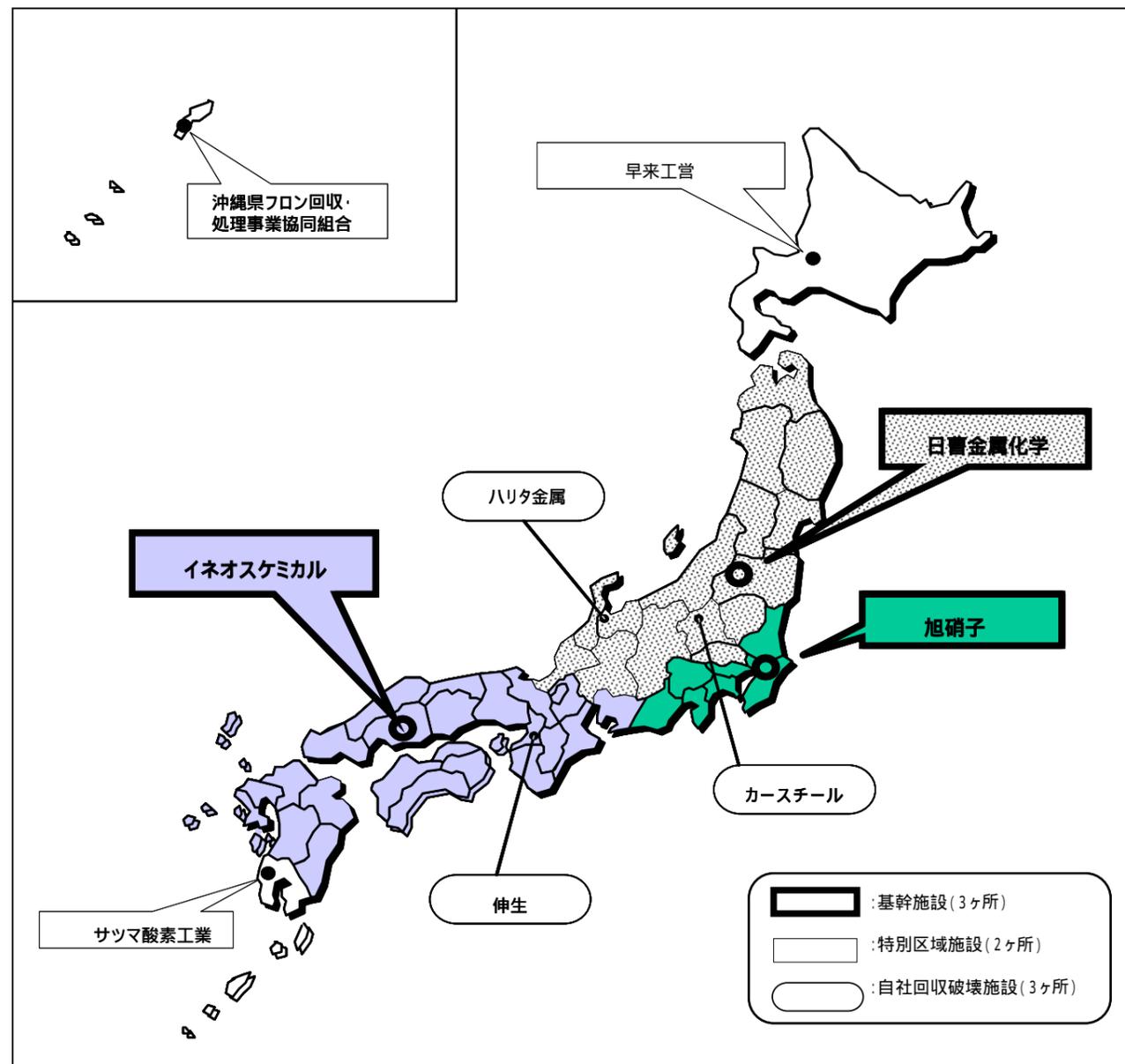
施設分類	施設の位置づけ及び選定要件	破壊施設
基幹施設	<施設の位置づけ> 国内で回収するカーエアコン用フロン類の大半を処理出来る十分な能力を有する大型破壊施設 <選定要件> ・破壊受入処理能力が200トン/年以上であること ・競争力のある処理コスト	日曹金属化学(株) 会津工場(福島県) 旭硝子(株) 千葉工場(千葉県) イネオスケミカル(株) 三原製造所(広島県)
特別区域施設 (北海道、沖縄、奄美諸島 含む鹿児島)	<施設の位置づけ> フロン類回収業者から基幹施設に大型ポンベ等を運搬するとした場合、相対的に多くの日数を必要とする地域を担当する破壊施設 <選定要件> ・上記の支障が解消可能な施設であること ・競争力のある処理コスト	早来工営(株) 札幌工場(北海道) サツマ酸素工業(株) (鹿児島県) 沖縄県フロン回収・処理事業協同組合 (沖縄県)
自社回収破壊施設	<施設の位置づけ> フロン類破壊業者が、自らフロン類回収業者として回収したフロン類の場合、他施設への運搬は効率的でないことから、当該業者において破壊処理を行う施設(取扱台数が一定以上であることが前提) <選定要件> ・フロン類の回収台数が6000台/年以上であること ・フロン類の運搬のための費用が発生しないこと ・競争力のある処理コスト	カースチール(株) (群馬県) ハリタ金属(株) (富山県) (株)伸生 (大阪府)

2. フロン類の運搬

指定引取場所までの運搬については、フロン回収破壊法と同様に、フロン類回収業者が提携運搬会社のヤマト運輸(株)に運賃着払いにて運搬の委託を行う簡便な方式を利用することが可能。

ヤマト運輸(株)の運搬委託を利用しない場合、フロン類回収業者が自らまたは他の運搬業者への委託することにより、指定引取場所に運搬する。

(指定引取場所及び破壊施設の配置図)



3. フロン類引取・破壊 実績

	引取台数	破壊量
引取・破壊実績 (05年1月～6月)総計	721,706台	242,850Kg
早来工営(株)	34,388台	11,121Kg
日曹金属化学(株)	203,986台	69,289Kg
旭硝子(株)	142,455台	47,707Kg
イネオスケミカル(株)	304,341台	102,977Kg
サツマ酸素工業(株)	9,131台	3,027Kg
沖縄県フロン回収・処理事業協同組合	10,255台	2,622Kg
カースチール(株)	8,256台	2,949Kg
ハリタ金属(株)	4,979台	1,776Kg
(株)伸生	3,915台	1,380Kg

関連事業者の登録・許可状況について

	登録業者数		許可業者数						登録・許可業者のHP公開状況	
	引取業	フロン類 回収業	解体業		破碎業(破碎前工程のみ)		破碎業(破碎行程を含む)		登録業者	許可業者
			みなし許可	新規許可	みなし許可	新規許可	みなし許可	新規許可		
合計	85144	22661	2214	3276	643	400	115	8	68	80
北海道	1999	535	92	102	18	12	4	0	2005/1/4	2005/1/4
旭川市	245	68	21	9	3	0	1	0	2004/11/12	2004/11/12
札幌市	722	142	42	42	1	1	0	0	2004/12/4	2004/12/4
函館市	209	53	6	13	2	0	1	0	準備中	2005/3/10
小樽市	77	19	1	5	0	0	0	0	2005/3/31	2005/3/31
青森県	1301	332	60	35	6	0	2	0	2004/10/1	2005/1/1
岩手県	1164	374	22	32	7	6	0	0	2005/1/4	2005/1/4
宮城県	1147	386	60	32	8	10	1	0	2005/1/5	2004/11/15
仙台市	459	134	20	8	0	0	2	0	2005/1/25	2005/1/25
秋田県	758	470	24	14	2	5	0	0	2005/3/31	2004/11/1
秋田市	229	114	8	8	1	0	2	0	2005/1/5	2004/11/5
山形県	1010	332	48	9	17	2	0	0	2005/2/15	2004/11/15
福島県	1225	405	47	58	9	1	2	0	2005/5/2	2004/9/30
郡山市	302	111	16	6	3	0	0	0	2005/5/1	2005/5/1
いわき市	370	86	10	11	0	2	1	0	準備中	2004/10/30
茨城県	3150	661	20	41	10	4	4	0	準備中	準備中
栃木県	1589	457	43	59	4	7	3	1	2005/4/28	2004/12/28
宇都宮市	400	136	0	11	0	0	1	0	2005/1/5	2005/4/16
群馬県	2413	430	28	130	11	11	6	0	2005/2/1	2004/8/20
埼玉県	3144	1048	86	88	11	19	6	0	2005/2/1	準備中
さいたま市	288	89	7	1	2	3	0	0	2005年7月予定	2005年7月予定
川越市	145	48	3	6	1	1	0	0	2005年7月予定	2005年7月予定
千葉県	3086	940	87	255	33	14	3	0	2005年7月予定	2005年7月予定
千葉市	479	123	4	31	3	1	0	0	2005年7月予定	2005年7月予定
船橋市	219	39	2	7	1	0	0	0	準備中	2005/1/7
東京都	3679	588	52	77	12	2	2	0	2004/12/28	2004/12/28
神奈川県	1457	263	24	67	6	3	1	0	2005/1/17	2004/10/15
横浜市	961	152	27	29	4	8	0	0	2005/4/27	2005/4/27
川崎市	300	66	8	4	2	2	1	0	2005/1/17	2004/10/29
横須賀市	148	22	4	3	3	1	1	0	2005/4/1	2004/11/1
相模原市	304	64	3	17	1	0	1	0	検討中	検討中
新潟県	1464	495	40	35	12	6	5	0	2005/1/13	2005/1/13
新潟市	572	175	33	12	11	1	1	1	2005/3/28	2005/3/28
富山県	734	242	11	33	8	0	3	0	2005/1/24	2005/1/24
富山市	389	71	1	10	1	1	1	0	2005/5/20	2005/5/20
石川県	739	136	14	29	7	9	0	0	2005/1/4	2004/10/1
金沢市	417	65	4	7	2	0	0	0	HPなし	HPなし
福井県	767	292	25	13	11	4	0	0	2005/3/4	2005/3/4
山梨県	1008	294	31	17	11	2	0	0	2005/3/22	2004/12/9
長野県	1813	280	47	35	18	18	1	0	2005/1/14	2004/10/15
長野市	361	44	2	10	1	1	0	0	2005/2/9	2004/10/19
岐阜県	1769	442	26	75	18	1	1	0	2005/4/19	2004/11/5
岐阜市	437	104	5	19	4	1	0	0	2005/8/1	2004/11/5
静岡県	2180	609	39	69	9	3	5	2	2004/12/14	2004/12/14
静岡市	566	128	16	11	7	5	1	0	準備中	準備中
浜松市	566	138	11	11	4	1	1	0	2005/1/11	2005/1/11
愛知県	2558	662	93	83	19	12	1	0	2005/2/1	2005/2/1
名古屋市	1022	238	15	18	7	2	1	0	2003/3/20	2004/11/1
豊田市	222	16	10	4	5	0	1	0	2005/4/1	2005/2/1
豊橋市	362	115	10	20	4	3	1	0	検討中	2005/1/1
岡崎市	244	80	7	6	4	1	0	0	準備中	2004/11/4
三重県	1851	368	34	92	17	16	0	0	検討中	2004/10/1
滋賀県	1055	297	31	41	4	9	3	0	準備中	準備中
京都府	1016	261	22	62	9	12	2	0	2005/1/20	2005/1/20
京都市	858	126	8	25	1	3	1	0	2004/12/28	2004/12/28
大阪府	1642	390	19	88	12	6	1	1	2005/2/1	2005/2/1
大阪市	819	187	28	26	1	7	1	0	検討中	検討中
堺市	412	86	24	15	7	0	1	0	検討中	検討中
東大阪市	266	53	3	2	3	0	0	0	検討中	検討中
高槻市	101	33	0	5	1	1	0	0	検討中	検討中
兵庫県	1680	529	37	120	24	28	0	0	準備中	準備中
神戸市	676	135	8	19	3	3	4	0	検討中	検討中
姫路市	533	147	16	32	5	3	2	0	検討中	2005/1/11
尼崎市	201	45	3	1	3	0	0	1	検討中	2005/2/25

	登録業者数		許可業者数						登録・許可業者のHP公開状況	
	引取業	フロン類 回収業	解体業		破碎業(破碎前工程のみ)		破碎業(破碎行程を含む)		登録業者	許可業者
			みなし許可	新規許可	みなし許可	新規許可	みなし許可	新規許可		
西宮市	111	28	0	2	0	0	0	0	検討中	検討中
奈良県	808	274	3	52	0	12	0	0	準備中	準備中
奈良市	206	58	1	12	0	3	0	0	準備中	準備中
和歌山県	706	156	13	61	4	0	1	0	2005/1/31	2005/1/31
和歌山市	314	93	6	23	6	2	1	0	2005/3/16	2005/3/16
鳥取県	419	161	14	14	12	2	0	0	2004/12/28	2004/12/28
鳥根県	604	111	15	10	7	6	0	0	2005/1/15	2004/12/1
岡山県	759	231	12	40	5	7	0	0	2005/2/15	2004/10/15
岡山市	580	164	24	24	7	4	2	0	2004/10/29	2004/10/29
倉敷市	373	129	8	19	3	8	1	0	2005/2/15	2004/10/15
広島県	894	316	22	44	13	15	1	0	2004/12/27	2004/11/16
広島市	623	197	6	8	3	0	0	0	2005/3/1	2005/3/1
呉市	178	47	2	4	2	0	0	0	2005/1/7	2005/1/7
福山市	447	146	5	21	3	7	0	0	準備中	準備中
山口県	871	296	21	40	11	5	1	1	2005/3/3	2005/3/3
下関市	195	64	2	6	0	2	0	0	検討中	検討中
徳島県	732	169	15	21	9	0	1	0	2004/12/29	2004/10/1
香川県	673	220	16	31	5	4	2	0	2005/2/1	2004/11/1
高松市	262	108	9	5	3	0	0	0	2005/2/28	2005/2/28
愛媛県	982	204	29	23	18	4	1	0	予定なし	予定なし
松山市	404	103	18	14	5	2	1	0	予定なし	2004/11/2
高知県	325	104	19	25	12	3	0	0	2004/11/12	2004/11/12
高知市	164	50	4	8	5	2	0	0	2005/5/20	2004/11/1
福岡県	1757	519	44	70	8	3	1	0	2005/3/9	2005/1/17
北九州市	63	3	17	2	2	0	4	0	準備中	2005/3/31
福岡市	428	117	7	11	1	4	1	0	2005/3/14	2005/3/9
大牟田市	100	34	7	2	1	1	0	0	準備中	2004/12/22
佐賀県	831	178	25	23	7	1	1	0	準備中	準備中
長崎県	1015	338	29	40	3	3	2	1	検討中	検討中
長崎市	186	61	6	7	3	1	0	0	2004/11/20	2004/11/20
佐世保市	197	63	5	2	1	0	0	0	検討中	検討中
熊本県	1211	389	13	71	4	2	1	0	2005/3/1	2005/2/1
熊本市	466	142	15	12	2	0	3	0	2005/7/15	2005/7/15
大分県	634	197	30	31	2	2	1	0	2005/8/15	2005/2/25
大分市	349	143	25	13	4	3	1	0	2004/12/24	2004/12/24
宮崎県	991	229	11	43	8	3	0	0	2005/2/1	2004/11/1
宮崎市	263	64	5	3	2	1	1	0	2005/3/1	2004/11/1
鹿児島県	1470	329	40	85	17	6	1	0	2005/1/21	2004/10/25
鹿児島市	511	115	16	24	4	3	1	0	2005/3/1	2004/12/1
沖縄県	763	341	107	75	7	5	2	0	予定なし	予定なし

立入検査への対応状況

	登 録 業 者					許 可 業 者			
	作成済	作成中/ 作成予定	苦情等適宜	作成予定なし	未回答	作成済	作成中/ 作成予定	苦情等適宜	作成予定なし
自治体数	22	16	38	22	6	67	27	7	3
北海道									
旭川市									
札幌市									
函館市									
小樽市									
青森県									
岩手県									
宮城県									
仙台市									
秋田県									
秋田市									
山形県									
福島県									
郡山市									
いわき市									
茨城県									
栃木県									
宇都宮市									
群馬県									
埼玉県									
さいたま市									
川崎市									
千葉県									
千葉市									
船橋市									
東京都									
神奈川県									
横浜市									
川崎市									
横須賀市									
相模原市									
新潟県									
新潟市									
富山県									
富山市									
石川県									
金沢市									
福井県									
山梨県									
長野県									
長野市									
岐阜県									
岐阜市									
静岡県									
静岡市									
浜松市									
愛知県									
名古屋市									
豊田市									
豊橋市									
岡崎市									
三重県									
滋賀県									
京都府									
京都市									
大阪府									
大阪市									
神戸市									
東大阪市									

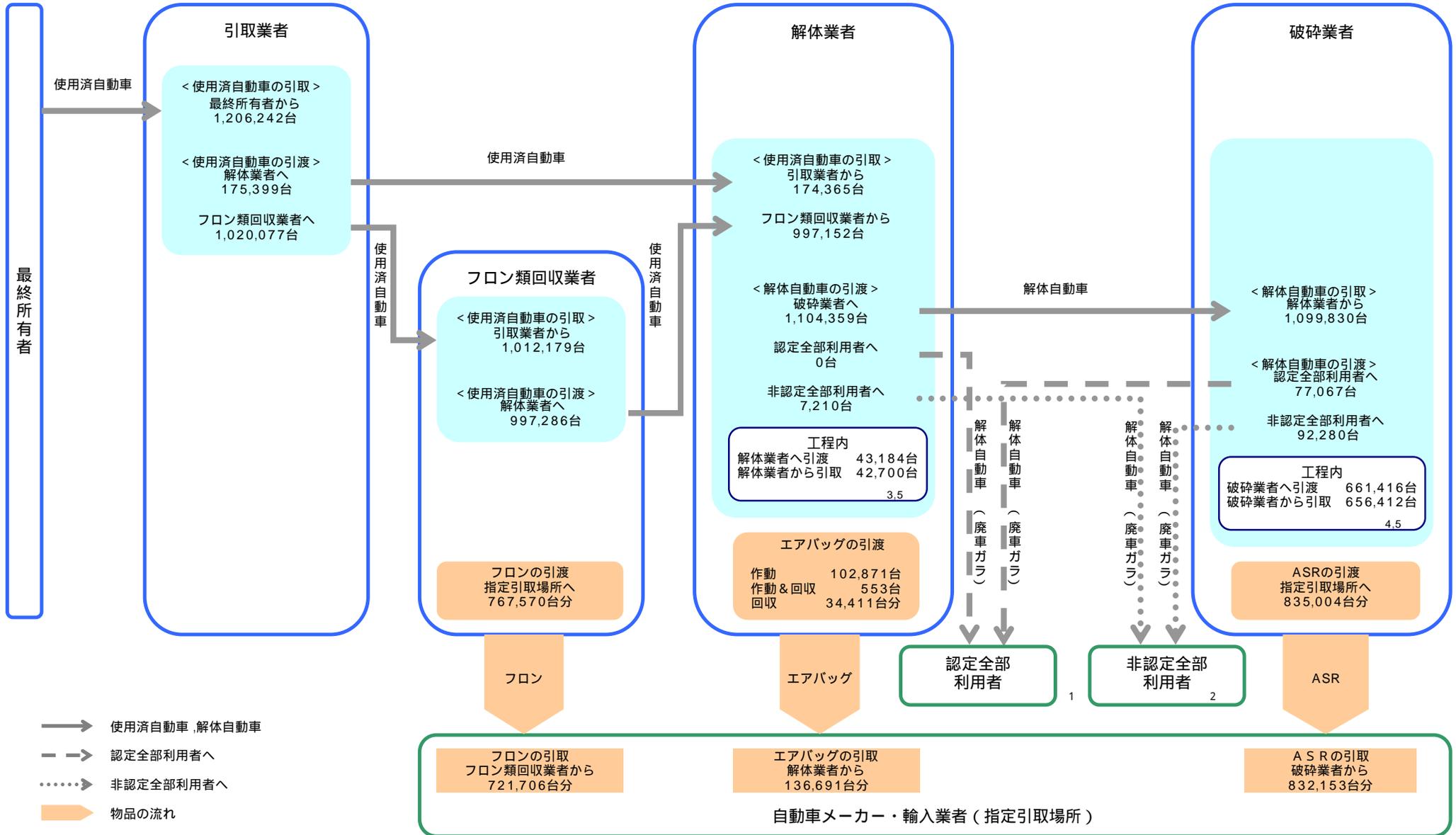
	登 録 業 者					許 可 業 者			
	作成済	作成中/ 作成予定	苦情等適宜	作成予定なし	未回答	作成済	作成中/ 作成予定	苦情等適宜	作成予定なし
高槻市									
兵庫県									
神戸市									
姫路市									
尼崎市									
西宮市									
奈良県									
奈良市									
和歌山県									
和歌山市									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
岡山市									
倉敷市									
広島県									
広島市									
呉市									
福山市									
山口県									
下関市									
徳島県									
香川県									
高松市									
愛媛県									
松山市									
高知県									
高知市									
福岡県									
北九州市									
福岡市									
大牟田市									
佐賀県									
長崎県									
長崎市									
佐世保市									
熊本県									
熊本市									
大分県									
大分市									
宮崎県									
宮崎市									
鹿児島県									
鹿児島市									
沖縄県									

遅延報告への対応状況

	電話連絡				電話連絡 + 現地立入				現地立入		特記事項
	その都度	一週間程度	それ以上	期間不明	その都度	一週間程度	それ以上	期間不明	その都度	長期間解消しない場合	
自治体数	9	13	3	3	28	13	10	24	0	1	
北海道											
旭川市											
札幌市											
函館市											
小樽市											
青森県											
岩手県											
宮城県											
仙台市											
秋田県											
秋田市											
山形県											
福島県											
郡山市											
いわき市											
茨城県											
栃木県											
宇都宮市											
群馬県											
埼玉県											
さいたま市											
川越市											
千葉県											
千葉市											
船橋市											
東京都											
神奈川県											
横浜市											
川崎市											
横須賀市											
相模原市											
新潟県											
新潟市											
富山県											
富山市											
石川県											
金沢市											
福井県											
山梨県											
長野県											
長野市											
岐阜県											
岐阜市											
静岡県											
静岡市											
浜松市											
愛知県											
名古屋市											
豊田市											
豊橋市											
岡崎市											
三重県											
滋賀県											
京都府											
京都市											登録業者は文書督促
大阪府											
大阪市											
神戸市											

	電話連絡				電話連絡 + 現地立入				現地立入		特記事項
	その都度	一週間程度	それ以上	期間不明	その都度	一週間程度	それ以上	期間不明	その都度	長期間解消しない場合	
東大阪市											
高槻市											
兵庫県											
神戸市											
姫路市											
尼崎市											
西宮市											
奈良県											
奈良市											
和歌山県											
和歌山市											
鳥取県											
鳥根県											
岡山県											
岡山市											
倉敷市											
広島県											
広島市											
呉市											
福山市											
山口県											
下関市											
徳島県											
香川県											
高松市											
愛媛県											
松山市											
高知県											
高知市											
福岡県											
北九州市											
福岡市											
大牟田市											
佐賀県											
長崎県											
長崎市											
佐世保市											
熊本県											
熊本市											
大分県											
大分市											
宮崎県											
宮崎市											
鹿児島県											
鹿児島市											
沖縄県											

移動報告状況（平成17年1月～6月）



1. 認定全部利用者・・・主務大臣の全部再資源化認定（法第31条認定）を受け、国内の電炉・転炉に解体自動車（廃車ガラ）を鉄鋼の原料として投入しリサイクルする業者。
2. 非認定全部利用者・・・解体自動車（廃車ガラ）を電炉・転炉に投入したり、輸出を行う業者。
3. 解体工程内引取・・・有用な部品、材料等の再資源化を推進するため、解体業者が他の解体業者へ引き渡すことがある。
4. 破砕工程内引取・・・破砕前処理工程のみを行う破砕業者（プレス・せん断処理業者）は、解体自動車を原則、他の破砕業者（シュレッダー業者）へ引き渡す。
5. 工程内引渡と引取の数字が乖離する理由・・・引渡実施報告があった後の引取実施報告について、遅延報告等までの期間については解体自動車等の収集運搬等に必要な期間として一定期間認められている。そのため、引渡実施報告があっても引取実施報告をしていない場合がある。

リサイクル料金の流れ(平成17年1月～6月)

別紙9

(財)自動車リサイクル促進センター
資金管理センター

